

西条市地域住民グループ支援事業実施要綱

平成 17 年 3 月 30 日

(要)告示第 22 号

(目的)

第 1 条 この告示は、一人暮らしの高齢者、家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある高齢者等に対し、社会的孤立感の解消、自立生活の助長など介護予防に資する活動をボランティアで行おうとする地域住民グループ等を育成支援することを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 この事業の実施主体は、西条市とする。

(対象者)

第 3 条 この事業の対象者は、介護予防に資する活動を行おうとする 5 人以上の者からなる地域住民グループ、ボランティアグループ等(以下「グループ」という。)とする。

(事業の内容)

第 4 条 この告示により実施する事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 介護予防に資する活動を行うグループの支援
- (2) 地域の高齢者の訪問活動を行うグループの支援
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた支援

(利用の申請)

第 5 条 この事業を利用しようとするグループは、地域住民グループ支援事業利用申請書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

(利用の決定)

第 6 条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、必要な事項を調査の上、適当と認めたときは、グループの代表者と委託契約を締結する。

(委託料)

第 7 条 委託料は、1 グループに対し月 1 回 2 万円以内とする。ただし、グループの申し出により、活動した月を 3 ヶ月分取りまとめた場合、委託料は 3 ヶ月分 6 万円以内とする。

2 委託料は、グループ活動に要する経費に充てるものとし、対象経費は、講師等に対する謝礼金、ボランティアの交通費、車両及び会場等の借上料、消耗品費その他市長が必要と認めたものとする。

3 市長は、活動状況を確認後、委託料を支払うものとする。

(委託料の返還)

第 8 条 市長は、偽りその他不正な手段によりこの事業を利用したグループに対し、当該支払った委託料を返還させることができる。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

(西條市地域住民グループ支援事業実施要綱の廃止)

2 西條市地域住民グループ支援事業実施要綱(平成13年西條市制定)は、廃止する。

(経過措置)

3 廃止前の西條市地域住民グループ支援事業実施要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

別記様式(第5条関係)

地域住民グループ支援事業利用申請書

年 月 日

西条市長 殿

次のとおり、地域住民グループ支援事業の利用を申請します。

申請者	グループ名			
	代表者名		電話番号	

添付書類：年間事業計画書

収支予算書

グループの登録者名簿

年 月 日	課長	副課長	係長	担当
グループ支援事業の利用は				
適当 不適当	と認める			